

香川県漆芸研究所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第27号

香川県漆芸研究所規則の一部を改正する規則

香川県漆芸研究所規則（平成19年香川県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(研究生の定員) 第6条 略	(研究生の定員) 第6条 略
(利用時間) <u>第7条 香川漆芸ホールを利用することができる時間は、午前9時から午後5時までとする。</u> <u>2 所長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、同項に規定する時間を変更することができる。</u>	
(休業日) <u>第8条 香川漆芸ホールの休業日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。</u> <u>2 所長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、休業日を変更し、又は休業日を設けることができる。</u>	
(補則) 第9条 略	(補則) 第7条 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。